

犬及びねこの飼養及び保管に関する基準

〔昭和50年7月16日
総理府告示第28号〕
一部改正 平成12年12月1日

第1 一般原則

- 1 犬又はねこの所有者又は占有者は、犬又はねこの本能、習性及び生理を理解し、家族同様の愛情をもって保護するとともに、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努め、並びに犬又はねこの所有者は、犬又はねこを終生飼養するように努めること。
- 2 この基準は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第18条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により引き取った犬及びねこ並びに第19条第2項の規定により収容した犬及びねこ、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した犬並びに教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する犬及びねこの所有者又は占有者については正当な理由のある場合には、その一部を適用しないことができること。

第2 健康及び安全の保持

- 1 給餌及び給水
犬又はねこの所有者又は占有者は、犬又はねこの種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うように努めること。
- 2 健康管理
犬又はねこの所有者又は占有者は、犬又はねこの外部寄生虫の防除、疾病の予防等健康管理に努めること。
- 3 運動
犬の所有者又は占有者は、犬の種類、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせるように努めること。
- 4 保管施設
犬又はねこの所有者又は占有者は、犬又はねこの種類、習性及び飼

養数、飼養目的等を考慮して犬又はねこを適正に保管し、必要に応じて保管施設（以下「施設」という。）を設けるように努めること。

第3 危害防止

- 1 放し飼い防止
犬の所有者又は占有者は、犬の放し飼いをしないように努めること。
- 2 脱出防止
犬の所有者又は占有者は、犬が施設から脱出しないよう必要な措置を講ずるように努めること。
- 3 けい留
犬の所有者又は占有者は、犬をけい留する場合にはけい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること。
- 4 しつけ及び訓練
犬の所有者又は占有者は、適当な時期に飼養目的等に応じて適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者又は占有者の制止に従うよう訓練に努めること。
- 5 運動上の留意事項
犬の所有者又は占有者は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、下記事項を遵守するように努めること。
(1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。
(2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節に配慮すること。
(3) 運動場所、時刻等に十分配慮すること。

第4 生活環境の保全

- 1 損壊等の防止
犬又はねこの所有者又は占有者は、公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等が犬若しくはねこにより損壊され、又は犬若しくはねこの汚物で汚されないように努めること。
- 2 悪臭等の発生防止
犬又はねこの所有者又は占有者は、汚物及び排水の処理等施設を常に清潔にし、悪臭等の発生防止に努めること。

第5 その他

1 繁殖制限

犬又はねこの繁殖を希望しない所有者は、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を行うよう努めること。

2 譲渡又は引取り

(1) 犬又はねこの所有者は、やむを得ず犬又はねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬又はねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見出すことができないときは、都道府県知事等（法第18条第1項に規定する都道府県知事等をいう。）に引取りを求めること。

(2) 犬又はねこの所有者は、特別の場合を除き、離乳前の子犬又は子ねこを譲渡しないように努めること。

展示動物等の飼養及び保管に関する基準

〔昭和51年2月10日〕
総理府告示第7号

第1 一般原則

- 1 管理者及び飼養者は、展示動物の習性、生理、生態等を理解し、かつ、愛情をもってこれを飼養し、及び動物本来の姿を展示して観覧者に動物に関する知識と動物愛護についての関心を深めるように努めるとともに、責任を持ってこれを保管し、展示動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び生活環境の汚損を防止するように努めること。
- 2 管理者は、施設の立地及び整備状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養する展示動物を選定するように努めること。
- 3 管理者は、自己の管理する施設で飼養することが展示動物の適正な展示、繁殖等に支障があると認めるときは、他の動物園等への移籍その他の措置を講ずるように努めること。
- 4 管理者は、展示動物が伝染病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、凶暴性が甚だしく、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等を除いて展示動物を終生飼養するように努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類（犬及びねこを除く。）、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
- (2) 展示動物 次のアからエまでに掲げる動物をいう。
 - ア 動物園、水族館、植物園、公園等の公共の場所の常設の施設において飼養展示する動物
 - イ 不特定の場所に移動して飼養展示する動物
 - ウ 興行、映画製作等に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物

エ 展示用若しくは愛がん用に飼養する者に販売するため又は客寄せのために飼養展示する動物

- (3) 飼養展示 展示動物を飼養し、保管し、及び展示することをいう。
- (4) 施設 飼養展示するための施設をいう。
- (5) 管理者 展示動物の所有者又は占有者で、展示動物及び施設を管理するものをいう。
- (6) 飼養者 飼養展示の作業に従事する者をいう。

第3 健康及び安全の保持

1 飼養者の教育訓練等

管理者は、展示動物の飼養展示がその動物について十分な知識と飼養経験を有する者により、又はその監督のもとに行われるようにするとともに、飼養者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護及び展示動物による事故の防止に努めること。

2 施設の設置等

管理者は、展示動物の習性及び生理に適合するものであり、かつ、飼養者が適切に飼養展示できる施設を設置し、又は整備するように努めること。

3 適正な飼養

管理者及び飼養者は、下記事項に留意し、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びに展示動物の健全な成長及び本来の習性の発現を図るよう努めること。

- (1) 動物の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うこと。
- (2) 動物の寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した動物に対しては、原則として獣医師により速やかに適切な措置を講ずること。
- (3) 捕獲後間もない動物又は他の施設から移動してきた動物については、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講ずること。
- (4) 原則として、動物の繁殖が支障なく行われるように出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。

4 観覧者に対する指導

管理者は、観覧者に対して観覧上の注意事項を遵守するように指導を行い、観覧者が展示動物に食物等を与え、又は石、棒等で展示動物を傷つけ、若しくは苦しめることがないように努めること。

第4 危害防止

1 施設の構造等

管理者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物を飼養展示する場合には、施設の構造等について下記事項に留意し、人身事故の防止に努めること。

- (1) 施設は、動物が脱出できない構造とすること。
- (2) 施設は、飼養者が飼養展示に当たって、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 観覧場は、施設と十分の間隔を設け、観覧者が観覧上の注意事項を遵守する場合には、動物が観覧者に触れることができないようにするとともに、観覧場と施設との仕切りは、幼児が容易に越えられないようにすること。
- (4) 自動車等を施設に入れて動物を観覧させる場合は、観覧者に対して、自動車等の扉及び窓を常時閉めておくように指導するとともに、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

2 脱出時対策

- (1) 管理者は、人に危害を加えるおそれのある動物の脱出時の措置について予め対策を講じ、脱出時の事故の防止に努めること。
- (2) 管理者及び飼養者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物が施設から脱出した場合には、速やかに関係機関への通報及び観覧者等の避難誘導を行うとともに、脱出した動物の捕獲等を行い、展示動物による事故の防止に努めること。

3 緊急時対策

管理者は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに展示動物を保護し、及び展示動物による事故の防止に努めること。

4 有毒動物の飼養展示

管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養展示する場合には、抗毒血清等の救急医薬品を備えるとともに、飼養者に救急処置法を熟知させ、人身事故の防止に努めること。

第5 適正な展示

管理者は、展示動物の展示に当たっては、下記事項に留意し、動物本来の形態及び習性が観覧できるように努めること。

- (1) 観覧者に残酷な印象を与えるような不具動物又は傷病中の動物を展示しないこと。
- (2) 動物にその動物の本来の形態を損なうような施術、着色等をして展示しないこと。
- (3) 動物に過酷な訓練を伴う演芸をさせないこと。
- (4) 動物の飼養に当たって、生きている動物を餌として給与することが不可欠であっても、できるだけそれを展示中に行わないこと。

第6 生活環境の保全

管理者又は飼養者は、展示動物の汚物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭等の発生防止を図り、生活環境の保全に努めること。

第7 飼養展示等の補則

- 1 管理者は、展示場所を移動して展示する展示動物で、常時第3の2に定める施設に適合する施設において飼養展示することが困難なものについては、その動物に必要な休息期間を設け、その期間中第3の2に定める施設に適合する施設において十分に休養させ、展示動物の健全な成長及び本来の習性の発現ができるように努めること。
- 2 管理者は、展示動物の輸送に当たっては、下記事項に留意し、展示動物の健康及び安全並びに展示動物による事故の防止に努めること。
 - (1) 動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選ぶこと。
 - (2) 動物の種類、性別、性質等を考慮して適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる車輛、容器等は、動物の安全の確保及び動物の脱出防止のために必要な規模及び構造のものを選定すること。
 - (3) 輸送中の動物に適切な間隔で給餌及び給水すること。

第8 愛がん動物の所有者等への準用

この基準の第3(1及び4を除く。)、第4(1の(3)及び(4)を除く。)
及び第6に定める事項で展示動物の飼養及び保管に係る部分は、愛がん
用として飼養及び保管する動物の所有者又は占有者に、この基準の第5
に定める事項は、犬又はねこの所有者又は占有者に、この基準の第7の
2に定める事項は、愛がん用として飼養及び保管する動物又は犬若しく
はねこの所有者又は占有者にそれぞれ準用する。

実験動物の飼養及び保管等に関する基準

〔昭和 55 年 3 月 27 日〕
〔総理府告示第 6 号〕

第 1 一般原則

管理者等は、実験動物の生理、生態、習性等を理解し、並びに愛情をもって飼養し、及び科学上の利用に供するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、実験動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物（施設に導入するため輸送中のものを含む。）をいう。
- (2) 実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (3) 施設 実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。
- (4) 管理者等 管理者、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者をいう。
- (5) 管理者 実験動物及び施設を管理する者をいう。
- (6) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (7) 実験実施者 実験等を行う者をいう。
- (8) 飼養者 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

第 3 導入に当たっての配慮

- 1 管理者及び実験動物管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力並びに実験実施者が策定した実験等の計画等を助案の上定められた当該施設の事業計画に基づき、実験動物を導入するように努めること
- 2 実験動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全並びに実験動物による事故の防止

に努めること。

- (1) 実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選ぶこと。
 - (2) 輸送中の実験動物には、必要に応じて適切な飼料及び水の給与を行うこと。
 - (3) 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送する方法を採るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の脱出を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。
 - (4) 実験動物の微生物、汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫を行い、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにすること。

第 4 実験動物の健康及び安全の保持

- 1 管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること。
- 2 管理者は、実験動物の飼養又は保管については、その生理、生態、習性等に応じて適切な設備を設けるようにすること。
- 3 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。
 - (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切に飼料及び水の給与を行うこと。
 - (2) 実験動物が実験等の目的に係る疾病以外の疾病に罹患することを予防する等必要な健康管理を行うこと。

第 5 実験等の実施上の配慮及び終了後の処置

- 1 実験実施者は、実験等の目的を達成するために必要な範囲で実験動物を適切に利用するように努めること。
- 2 実験動物管理者又は実験実施者は、次の事項に留意し、実験等の実施及び実験等の終了後の処置に当たるように努めること。
 - (1) 実験等に当たっては、その実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で

麻酔薬等を投与すること等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。

(2) 実験等を終了し、又は中断した実験動物を処分するときは、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、又は頸椎脱臼等によって、実験動物にできる限り苦痛を与えないようにすること。

(3) 実験動物の死体については、適切な処置を講じ、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。

第6 危害防止

1 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講ずること。

2 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次により、相互に実験動物による危害防止に必要な情報の提供等を行うように努めること。

(1) 実験動物管理者は、実験実施者に対して実験動物の取扱い方法についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

(2) 実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

(3) 飼養者は、実験動物管理者及び実験実施者に対して実験動物についての状況を報告すること。

3 管理者は、実験動物からの疾病のり患を予防するため、実験動物管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うこと。

4 管理者等は、実験動物が保管場所から脱出しないよう必要な措置を講ずること。

5 管理者は、実験動物が脱出した場合の措置についてあらかじめ対策を講じ、事故の防止に努めること。

6 管理者は、地震、火災等の非常災害に際して採るべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに実験動物を保護し、及び実験動物による事故の防止に努めること。

第7 生活環境の保全

管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行い、及び施設を常に

清潔にして微生物等による環境の汚染、悪臭の発生等を防止し、並びに施設の整備等により騒音の防止を図ることによって、生活環境の保全に努めること。

第8 実験動物生産者の採るべき措置

実験等のためほ乳類及び鳥類に属する動物を生産する者は、次の事項に留意し、動物の生理、生態、習性等を理解し、及び愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管すること。

(1) 動物の生理、生態、習性等に応じた適切な施設を設け、適切に飼料及び水の給与を行い、動物が疾病にり患することを予防する等必要な措置を講ずること。

(2) 生活環境の保全のため、動物の汚物等の適切な処理を行い、及び生産の場を常に清潔にすることにより、環境の汚損の防止に努めるとともに、生産に従事する者の動物からの疾病のり患を予防する等必要な健康管理を行うように努めること。

第9 補則

管理者等は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を実験等に利用する場合においてもこの基準の趣旨に沿って措置するように努めること。

第10 適用除外

1 この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。

2 この基準は、生態の観察を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。ただし、当該実験動物に係る飼養及び保管に関する基準については、展示動物等の飼養及び保管に関する基準（昭和51年総理府告示第7号）の第3（1を除く。）、第4（1の(3)、(4)及び4を除く。）、第6及び第7の2に定める事項を準用する。

産業動物の飼養及び保管に関する基準

〔昭和62年10月9日
総理府告示第22号〕

第1 一般原則

管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業動物 産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物をいう。
- (2) 施設 産業動物の飼養又は保管を行うための施設をいう。
- (3) 管理者 産業動物及び施設を管理する者をいう。
- (4) 飼養者 産業動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持

- 1 管理者及び飼養者は、産業動物の適正な飼養又は保管を行うため、産業動物の衛生管理及び安全の保持に関する知識と技術を習得するように努めること。
- 2 管理者は、産業動物の飼養又は保管に当たっては、必要に応じて衛生管理及び安全の保持に必要な設備を設けるように努めること。
- 3 管理者及び飼養者は、産業動物の疾病の予防及び寄生虫の防除のため、日常の衛生管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した産業動物に対しては、速やかに適切な措置を講じ、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めること。
- 4 管理者及び飼養者は、産業動物の使役等の利用に当たっては、産業動物の安全の保持及び産業動物に対する虐待の防止に努めること。

第4 導入・輸送に当たっての配慮

- 1 管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力を勘案し、産業動物を導入するように努めること。

- 2 管理者は、施設への産業動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な衛生検査を行うように努めること。

- 3 産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。

第5 危害防止

- 1 管理者は、産業動物からの疾病にかかることを予防するため、管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うように努めること。
- 2 管理者及び飼養者は、産業動物が施設から脱出しないように配慮すること。
- 3 管理者は、地震、火災等の非常災害が発生したときは、速やかに産業動物を保護し、及び産業動物による事故の防止に努めること。

第6 生活環境の保全

管理者及び飼養者は、産業動物の排せつ物の適切な処理、産業動物による騒音の防止等生活環境の保全に努めること。

第7 補則

管理者及び飼養者は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を産業等に利用する場合においても、この基準の趣旨に沿って措置するように努めること。